

BOUNDARY

C O N T E N T S

センター長挨拶	2
第1回マイノリティ・セミナー（11月25日）	3
第1回国際ミニシンポジウム（11月17日）	4
研究構想の概要	5
各研究班の紹介	6
研究員合宿（11月22-23日）	7
2008年12月以降の活動	10
編集後記	10

1



Center for Minority Studies, Kansai University

関西大学マイノリティ研究センター

「マイノリティ」を手がかりに地球市民社会のあり方・かたち(Constitution)を考える



孝忠延夫
(マイノリティ
研究センター長)

主幹・研究統括 関西大学 法学研究所・政策創造学部 教授
90年「国政調査権の研究」(法律文化社)にて法学博士を授与される(関西大学)。日本では数少ないインド憲法研究者として知られ、膨大なインド憲法の全文を紹介した「インド憲法一概要及び翻訳」(衆議院憲法調査会事務局、2003年)、「インド憲法とマイノリティ」(法律文化社、2005年)、「インドの憲法」(関西大学出版部、2006年)等の著作がある。ロンドン大学(イギリス)、デリー大学(インド)等での在外研究、調査研究も多い。

「この国のかたち (Constitution)」という表現は、かなり一般的になってきました。しかし、これからのグローバルな「国家と社会」のあり方・かたちを表現するときConstitutionという表現はほとんど使われていないようです。これまでの国際社会の形成、国民国家 (Nation-State) の成立と展開、国民統合にかかわる立憲主義や基本的人権の保障がその「光」の部分だとすれば、「マイノリティ問題」はその「陰」(あるいは「闇」)の部分だったといっているのかもしれませんが。

ある属性をもつとされる人々を「マイノリティ」と呼ぶとき、複数の属性の中から1つをとりあげて「マイノリティ」と呼ぶとき、人々は「マイノリティとなる」ということができます。このとき、当該属性をとりあげること、それを個人の支配的アイデンティティとすること(あるいは「選ぶ」ところ)の功罪も考えなければなりません。また、そこで創られたマイノリティのアイデンティティなるものも、その内部の差異を隠蔽・抑圧する同化権力として機能するかもしれません。

マイノリティとは、国家による他者化と差異化のなかで「縁辺という苦悩の場」に集められた人々であるにとどまらず、自ら「選ぶ」とったものだ」とするときでも、自らがマイノリティであると「認識することのできない」あるいは「語ることのできない」マイ

リティの問題を捨象してしまってはならないでしょう。

本研究プロジェクトは、これまで10年近くにわたって続けられてきた関西大学法学研究所の「アジア法文化」研究班、「マイノリティと法」研究班(科研Bに採択)などの共同研究の成果をふまえておこなわれるものです(その研究構想の概要については、本ニューズレターの5頁を参照してください)。私自身、これらの共同研究をコーディネートし、国内外の多くの研究者と交流する中で「マイノリティと法」の問題についての考えもかなり変わってきました(深まってきたというべきところなのでしょう)。

国民国家 (Nation-State) は、人々が創りだしたものですから、人々によって変えられていくものなのでしょう。どう変わるのかを考えるとときの1つの(そして重要な)キーワードが「マイノリティ」だと思います。国民国家イデオロギーと一体となっている規範と価値秩序を脱構築していく作業の1つがマイノリティ研究だと言っているのかもしれませんが。

「国民 (Nation)」から「地球市民 (Global Citizens)」へ、そして「国家 (State)」から「状態 (State)」へという動きのなかで、そのあり方・かたち (Constitution) をめぐる論議に重要かつ不可欠なものとして「マイノリティ」を考えているところです。

▶ Consider the Constitution and Global Citizenship by Minority

Although today it has become common to discuss what the Constitution is, it is not still usual to use the term Constitution to express how the nation and society should be. On one hand, we call the “light” side of the Constitution contributes to a formation of the international society, Nation-state building and development, unification of the people with constitutionalism and Bill of Rights. On the other hand, the issue of minority rights may have been the “dark” side or hidden parts of it.

When we refer some people with one or some attributions to “minority”, those who are defined can become minority. In this case, we need to realize that there are some advantages and disadvantages to pick up one attribution people belong to, and define it to identify oppressed individuals. This is because the identity of the minorities may work as power of assimilation to hide or suppress the difference hidden inside.

Minority is defined not only to the people who are locked up in a place of annoyance at the border of the society. But it includes the minority who do not identify themselves as minority, and the minority who can speak out.

Our center builds upon achievement by our previous programs continued for nearly ten years at Kansai University Legal Research Institute.

By coordinating joint programs and exchanging ideas of researchers inside and outside Japan, my understanding has been influenced. Since an idea of the Nation is made by a human, it is still changeable continuously. I strongly believe that, minority issues are main factors when we consider how the Nation should be transformed. Research on minority status is one of researches deconstructing the norm and order of the values united with ideology of the nation state.

From “the Nation (people)” to “the Global Citizen” and from the Nation to the State, minority perspective is an indispensable tool to discuss the Constitution.

▶ 从“少数群体”思考地球市民社会应有的形态与构造

“国家构造 (Constitution)”这种表述已经很普遍。但是，当说到全球的“国家与社会”的应有形态与构造时，往往不用Constitution来表述。如果说，直至今日的国际社会的形成，国民国家 (Nation-State) 的成立与展开以及有关国民统合的立宪主义与基本人权的保障是“光”的部分，可以说“少数群体问题”是其“阴影”部分。

当我们根据某一属性称某些人为“少数群体”，或者从若干属性中选出一个属性称其为“少数群体”时，这些特定人可以“成为少数群体”。当我们强调该属性，将该属性作为（或者选作为）个人的支配性特性时，不得不考虑其功过。创造出的少数群体的特性也有可能作为隐蔽和压制内部差异的同化权力而发挥作用。

“少数群体”不局限于被国家异化及差别对待而聚集在痛苦边缘的人们，它还不能忽略“没有认识到”或者“无法表达”自己是少数群体的人群的问题。

该研究课题是在关西大学法学研究所“亚洲法文化”研究组，“少数群体与法”研究组近十年的共同研究成果基础上实行的（有关该研究构想的简要请参照第5页）。通过组织协调该共同研究，与国内外研究学者做交流，我自身对“少数群体与法”问题的认识也有了转变（应该说对该问题的认识有了进一步的加深）。

国民国家 (Nation-State) 正因为是人创造出来的，所以也会被人所改变。在思考其转变形态时，我想关键因素之一就是“少数群体”。少数群体研究可以说是将与国民国家思想体系为一体的规范与价值秩序脱离构筑的作业之一。

从“国民 (Nation)”到“地球市民 (Global Citizens)”，从“国家 (State)”到“状态 (State)”的演变过程中，“少数群体”是讨论其应有的形态及构造 (Constitution) 时重要且不可或缺的事项。



第1回 マイノリティ・ セミナー

中国における少数民族と民族政策 Minorities in China

2008年11月25日、関西大学マイノリティ研究センターの第1回セミナー「中国における少数民族と民族政策」が関西大学にて開催された。セミナーは、午前、午後の2部に分かれ、10時30分より開始された午前の部は、学生・一般向けに、「中国における少数民族政策—チベット族、モンゴル族および回族の立場」を議題として1時間30分開かれた。13時より開始された午後の部は、「中国における少数民族政策研究と文化研究の現状—チベット、モンゴル族および回族の立場から」を議題に、研究者を主たる対象として行われた。今回のセミナーにおいて、中国から少数民族の講師が三名招かれた。モンゴル族の郝時遠教授は、中国社会科学院で複数の職に従事すると同時に、中国民族学会会長でもある。専攻は中国の民族問題と民族政策研究である。回族の楊聖敏教授は、中国中央民族大学民族学と社会学院長も務められ、専攻は、西域民族歴史文化研究、新疆と中央アジア民族問題研究である。チベット族のシヨニマ（喜饶尼玛）教授は、中国中央民族大学副学長、チベット（藏）学研究所所長でもあり、専攻は、チベットの歴史・文化研究である。

今回招聘された三名の教授は、中国に五つある少数民族自治区の三つの自治区を代表し、またそれぞれトップレベルで少数民族問題を研究する学者でもあるため、今回のセミナーは、中国少数民族の状況を理解するに最適な場であったと思われる。

本セミナーのコメントータを宇田川幸則准教授（名古屋大学法政国際教育協力研究センター副センター長）、コーディネータを孝忠延夫教授（本学政策創造学部、本センター長）が務めた。宇田川准教授は、名古屋大学上海事務所副所長、CALE上海分室長も同時に務められ、長年現代中国における法源階梯の構造の解明をテーマに、現代中国法に関する研究を深められている。

郝教授は、まず、内モンゴル自治区の経済の発展について紹介された。中国最初の少数民族自治区として設立された内モンゴル自治区は、自然資源の豊富な地域であるため、中国西部大開発の波に乗って高度な発展を見せてきた。しかし、このような発展の背後に、畜産業の過度な拡大、鉱物資源の無計画の開発による自然環境の破壊問題が顕著になっている。近年は自治区内で環境保護の一連の措置を取り、その環境は改善されつつある。文化面において、モンゴル

族は自民族の伝統を承継しながら、漢民族の文化を吸収し、さらに発展している。これは、中国全土のモンゴル族自治地域での共通の現象であり、このような現象は、中国各民族の文化が現代化の過程において、相互に依存し、溶け合う発展の方向性を示唆していると郝教授は指摘された。

シヨニマ教授は、チベット問題の専門家である。同教授は、旧チベットの身分制度、刑事法、宗教・信仰などの面から旧チベット政権を批判し、新チベットの進歩と現状を紹介された。紹介によると、今日、チベット人の教育の普及率は高く、その生活水準の向上は著しい。また、チベット文化遺産の保護も重視され、中国政府はその保護に大量の資金を導入しているようである。チベット族は、固有の文化、風習を維持しながらも、現代文明を取り入れ、その生活をより豊かにしている。シヨニマ教授の紹介は、チベットの人權を問題視する一部の人の主張と対極にあるものであるが、チベット問題を理解する上でもう一つ重要な参考材料になるであろう。

楊教授は、新疆ウイグル自治区の状況を中心に少数民族の問題を紹介された。ウイグル族と漢民族は、新疆全人口の8割を占めているため、上記両民族の関係は、新疆全体の社会的安定性などに大きな影響を及ぼすといわれる。香港の雑誌にウイグル族と漢民族の関係が険悪であるとの記事もあるが、楊教授のアンケート調査結果によると、その両民族の関係は基本的に良好であり、新疆の情勢は、基本的に安定している。しかし同教授は、少数民族と漢民族の文化の相違、経済的格差は無視できず、経済的格差は、文化の相違以上に民族関係に影響を与えると指摘された。楊教授の紹介のなかで興味深かったのは、生活水準が非常に低いタジク族がとても安定した治安環境と高いモラルを有している特殊の事例であった。同教授はこの事例を通じて、「発展」という概念を「経済」的意味に限定することに疑問を投げ、文化の発展を軽視してはいけないことを最後に示唆された。

三名の紹介で共通する内容は、中国の民族区域自治制度は、少数民族の政治の平等、経済の発展、文化の繁栄および社会の進歩のために、根本的な保障となっていることである。（R.K.）

第1回 国際ミニシンポジウム(11月17日) マイノリティをめぐる法的諸問題：Constitutional Issues for Minorities:Part I



国際シンポジウムの様子

2008年11月17日10時より関西大学児島惟謙館1階にて「マイノリティをめぐる法的諸問題：Constitutional Issues for Minorities : Part I」が開催された。関西大学マイノリティ研究センターの主催するはじめての国際シンポジウムである。海外招聘講演者として、アメリカからシカゴ大学ロースクールのThomas Ginsburg（以下ギンズバーグ）教授と台湾から世新大学法学部の呉焜宗准教授（副教授）が招かれた。

ギンズバーグ教授はカリフォルニア大学バークレー校にてJ.S.Pを取得されたあと、イリノイ大学を経てシカゴ大学ロースクールにて教鞭をとられている。ギンズバーグ教授は、比較憲法プロジェクト（Comparative Constitutional Law Project）を共同で主宰され、アジアを中心とした国家の憲法の制定資料を収集されている。専門は憲法、国際法、比較憲法、法社会学である。

呉准教授は、東北大学法学部にて「市民的家族の形成の憲法論」で博士号を取得されたのち、東京大学の助手を経て、故郷の台湾の世新大学にて教鞭をとられている。専門は憲法学、家族法学であり、代表論文は、「市民的家族の形成の憲法論」である。お二人とも世界的に著名な憲法学者として知られている。本シンポジウムの司会を西平等准教授（本学法学部、「国際関係とマイノリティ」主幹・研究統括）、コメンテータを稲正樹教授（国際基督教大学）が務められた。

西平等主幹は、東京大学法学部政治学研究科で国際法を専攻し、同大学社会科学研究所助手を経て本学法学部に着任されている。L.デュギー、E.ヴァッテル、A.フェアドロスなど大陸ヨーロッパの国際法思想の研究を進められてきた。

稲正樹教授は、北海道大学にて法学博士の学位を取得されたのち、岩手大学、大宮法科大学院などを経て現在に至る。専門分野は憲法学、アジア比較憲法である。著作としては『アジアの人権と平和』（信山社、2005年）がある。



稲正樹教授

研究構想の概要

本研究プロジェクト「マイノリティと法——21世紀における『国家と社会』のパースペクティブ」は、文部科学省の戦略的研究基盤形成支援事業の「研究拠点を形成する研究」として平成20年度から24年度までの5年間の研究プロジェクトとしておこなわれる。

その構想調書では、本研究プロジェクトが、「マイノリティ」を手がかりとして、多様な「市民」（グローバル市民）が構想する「国家と社会」像を解明することをめざすものであることが以下のように明記されている。

従来、「国民国家」の形成にあたって、その「闇」とされてきたもの、とりわけ、マイノリティ問題などに向かい合うことなしには21世紀の国家像は描けない。したがって、まず第1に、21世紀型国民国家論（現代型「グローバル市民」国家論および「グローバル市民」社会論）の構築に向けた研究をおこなう。具体的には、①これまでの実績を基礎に非西欧（主としてアジア）

におけるマイノリティ研究を継続・発展させる。②多文化主義をとっているとされるカナダ、オーストラリアのマイノリティ問題を再検討する。③北米・ヨーロッパのエスニック問題とマイノリティ研究を個別に深める。第2に、広義の「マイノリティ」を対象とした上で、「マイノリティ」概念の再構成をはかる。また、マイノリティ概念を広狭の問題のみならず、「支配と被支配」の双方の側からの綱引きと生き様にかかわる問題としても考察する。そして、第3に、マイノリティの学際的研究とマイノリティ研究の研究拠点および継続的な国際的研究ネットワークを構築する。

また、構想調書は、本研究プロジェクトの意義と独創性を次の2つにあるとする。

まず第1に、「マイノリティ」を扱う新たな視角・方法論である。従来の「人権」論的アプローチ、社会学的アプローチをふまつつつ、それらの限界を超えるべく21世紀国民国家論（グローバル市民国家論）とマイノリティ、に焦点をあてる。

第2に、新たな「グローバル市民」の形成とマイノリティにかかわる研究である。周縁的存在から境界的存在へ、そして「境界」そのものの「溶解」へとつながる（つながるべき）「マイノリティ」は、従来の「国境」と国家の内実を大きく変容させる。

すなわち、本研究は、国民国家（Nation-State）が、「国民（Nation）」から「グローバル市民」へのみならず、「国家（State）」が法制的・心的「状態（State）」へと脱構築されていく緊張状態についてマイノリティを手がかりに考察することにその意義と独創性を有するものである。

「人権とマイノリティ」、「周縁からのアプローチ」などは関西大学の学問研究が世界に誇りうる蓄積を重ね、内外からの評価も高い領域である。本研究プロジェクトもこれらの研究成果を受け継ぎ、また、他の研究プロジェクトと連携しつつ、関西大学の学問研究の1つの特色をなすものとし、「関西大学から世界へ」の研究発信の1つとして体系的、継続的に発展させていきたい。すなわち、世界的な「マイノリティ研究」の研究基盤の確立、研究拠点の形成をめざすものと本研究は位置づけられる。（N.K.）





孝忠 延夫(主幹 センター長)
関西大学 法学研究所・政策創造学部 教授。市民権とマイノリティ班を担当。詳細は2頁を参照。

「市民権とマイノリティ」研究班

この研究班は、市民権概念の成立とその受容、および現代国家（とりわけアジア）における新たな市民権概念の形成可能性とマイノリティに関する研究をその主たる研究内容とする。

国民国家の担い手は、市民権（シティズン・シップ）を共有する人々（＝従来は「国民」とされてきた）であり、国民形成・統合には、この市民権の確定が不可欠であった。しかし、この作業は、たえず他者をつくり出す営為でもあった。この営為のなかで、国境の内部に異質性があるという事実をどのように法的に処理（規範化）し、その「国のかたち」を創り上げていくのが困難な課題であったし、また近年一層困難になりつつあるといえよう。マイノリティは、国民国家のこの「境界画定」と内部の均質化にともなって不断に創られていく存在であると言うこともできる。また、「マイノリティと向き合う」ことは、スピヴァクの言葉を引くまでもなく、「マイノリティを代表することではなく、私たち自身を表象する方法を学ぶ」ことでもある。グローバリゼーションのなかでは、マイノリティ状況とでもいべきものが、グローバルな「市民」のあり方を示すものとなりつつある。研究班名を「市民権とマイノリティ」とし、ネイションの「幻想」を乗り越えた21世紀以降の「グローバル市民(global citizens)＝地球市民」像の可能性を探る本研究は、これからの日本の「この国のかたち」の論議に不可欠の視点と方法論を提示しようとするものである。



安武 真隆(主幹 研究統括)
関西大学 法学研究所・政策創造学部 教授。九州大学卒業。同大学院法学研究科で政治思想史を専攻。2000年ケンブリッジ大学で在外研究。07年度より政策創造学部教授。

「国家形成とマイノリティ」研究班

国民国家形成の歴史は、国家によるマイノリティの排除・統合・同化・動員の歴史として理解されることが多い。しかし、マイノリティは、国家による抑圧・同化の対象であるだけではない。マイノリティとしての属性を保障してもらうことを期待して、積極的に国家に対する忠誠を表明したり、国家形成・運営に関与したりする場合もある。また国家の側も、マイノリティが持つ資源を国家統合のために積極的に活用するために、一定の妥協を示す場合もある。また植民地統治に代表されるように、マイノリティが強者として圧倒的多数を支配下に置くこともある。以上のことをふまえ、本研究班は、国家とマイノリティとの従来の理解を相対化し、両者の動的な関係を内在的に解明することを目指す。両者の関係を理解するためには、本研究班では、国家の側の排除・統合の論理に着目する。残念ながら、従来の国家論の多くが、暴力装置としての国家をどう統制するか、あるいは既存の国家への服従をどう調達するかをめぐる規範的議論が大半であり、国家とはそもそも何をやるものなのか、いかにして国内の資源を動員するものなのか、という記述的側面については、看過されがちであった。したがって、本研究班では、この問題に対して、a) 西欧における国民国家形成過程の読み直し、b) 現代の西欧諸国における国民国家モデルの動揺、c) 開発途上国における国民国家モデルの適応の実態確認、の三点を軸に共同研究を遂行すると同時に、三者の相互提携を図る点にその独創性がある。



西 平等(主幹 研究統括)
関西大学 法学部 准教授。東京大学卒業。同大学院法学政治学研究科で国際法を専攻。06年より関西大学法学部准教授。「ドイツ反実証主義者の知的伝統」、「戦争概念の転換とは何か」を公表。

「国際関係とマイノリティ」研究班

マイノリティに関する法的な処遇は、近代法の歴史上、国際関係においてこそ、重要な位置づけを与えられてきた。たとえば、16世紀から17世紀にかけての宗教戦争の終結に際しては宗教的少数者の処遇が条約の重要項目に挙げられていたし、また、第一次世界大戦以降、古い帝国が解体される際には、民族的少数者の自決問題が、常に国際関係の中心的問題であり続けた。マイノリティの処遇が、国際秩序の近代的な編成において重要問題とみなされるのは偶然ではない。近代国家の生成期においては、ヨーロッパの秩序が領域原理に基づいて再編されるにあたって、かかる領域に必然的に生じる諸々の社会勢力に対する国家の寛容が、国際・国内秩序安定のための不可欠の要件として求められたのであり、その裏返しとして、マイノリティの自由が法的に承認される必要があった。19世紀後半から20世紀にかけて、国民（人民）による民主的な政治的決定が国家の正統性の根拠とみなされるようになるにつれて、多民族もしくは植民地帝国におけるさまざまな（民族）集団が、みずから民主的決定の担い手となることを目指して自決権・自治権を主張し、部分的にはそれを実現した。このように、国家からの自由、あるいは法の下での平等としてのマイノリティの権利も、政治的・集団的な存在を支える自決権・自治権としてのマイノリティの権利も、国際秩序の再編に伴って現実に確立されてきたものである。20世紀の後半以降は、ふたつの系譜のマイノリティの権利が、互いに緊張関係に立ちつつ、併存している状態とみてよいだろう。「マイノリティ」をめぐる錯綜した議論を構造的に理解し解明するためには、歴史的な視野に立って問題を解きほぐしてゆく必要があり、そこでは国際関係を含めた視角が不可欠である。そこに私たちの研究班の存在意義がある。

ギンズバーグ報告 「Constitutional Treatment of Minorities : New Data」

10時過ぎに国際シンポジウムは開催された。本センター長の孝忠延夫からセンター開設の挨拶が述べられたあと、ギンズバーグ教授は「Constitutional Treatment of Minorities : New Data」を、呉准教授は、「台湾における中国人配偶者の法的地位—政治に揺れるマイノリティの権利」をそれぞれ報告された。午前二人から研究報告があり、午後からは研究者を中心に自由で活発な議論が交わされた。

ギンズバーグ教授によれば、憲法設計はプレコミットメントの装置として理解される。プレコミットメントとは将来の作為・不作為という行動に一定の道筋をつけたり、将来の行動に抑制をかけたりして、将来の人々の選択に影響を与えることをいう。政治家と人民たちは統治関係について約束 (promise) を結ぶ。統治を充全化するためには約束に対する信頼を被治者から得る必要がある。しかし、政治家たちが将来その約束を守るかどうかは信頼できない。信頼を得るために統治者たちは自分たちに授与される権限を縛る。ギンズバーグ教授によれば、プレコミットメントの問題を解くためには、国際法と憲法とが相互に補完することが必要だという。国際法は国内に存在する複数の集団・機関に情報を提供する。国外から及ぶ影響が国内にも波及することによって国内の行動が確定される。国外の機関に意思決定を委ねることによって

国内の影響から一定の距離を置くことができる。もっとも国際法にも欠点はある。どれだけのコストを負担させるか、という点は予測が難しい。どの争点をどれだけ国際機関に委任できるのか、という点も解決しなければならない。マイノリティ保護のために利用するという程度において、国際法と憲法のコミットメントという装置を利用するべきだという。その例として、Gasperi-Gruber Accordの例を挙げて説明した。

その後、同教授の従事する比較憲法プロジェクトのデータをもとに立憲主義国家における憲法の一生を説明された。世界中の憲法の中には、誕生してから修正を経るが、場合によっては停止されたり、古い憲法が復権したりする憲法もある。比較憲法プロジェクトの資料収集において、憲法の寿命がおおよそ70年しかない点が説明されると聴衆は大いに驚いた。途中にアメリカとロシアの表現の自由に関するジョークを交えながらのひと時であった。



Tom Ginsburg教授

呉報告 「台湾における中国人配偶者の法的地位—政治に揺れるマイノリティの権利」

呉准教授の報告では、中華人民共和国籍を有する女性が台湾国籍の男性と結婚するためには、何度か中華人民共和国と台湾を往復しなければならないことが話題となった。

1991年5月30日に公布された台湾の「中華民国憲法増修条文」は、その前文に「国家の統一前の要請に備えて憲法の条文を増修する」という文言を掲げ、1947年の憲法施行当時から「国内法」体制に対して、「自由地区」(＝台湾・中華民国)および「大陸地区」(＝中国・中華人民

共和国)という地域別の法領域を作り出し、法的に分断することを宣言した。これを受けて、翌年の7月中に、台湾政府は、台中間人民関係法としての「兩岸人民關係條例」という法律を制定・公布し、公法ならびに私法の領域にわたり、台湾人と中国人との間の権利義務に関する諸事務の準拠法として発足させた。



呉准教授

本法の下では、中国人(＝中華人民共和国の国民)は、台湾人に対しても平等な「国民」として扱われていないのみならず、外国人よりも明白に不利な法的地位に置かれている。台湾における「国民」とは、台湾での戸籍の有無に関わるものを指す。

近年台湾社会における国際結婚の増加に伴い、この法律が敷いた戸籍による中国人配偶者への特別扱いの法的構造は、人権保障と国家安全との均衡性をめぐって社会内部の論争の焦点となりつつあるとともに、それにおいて台湾主体的意識対中華民族主義というナショナリズム的要素が内包されている。こうした構図は、自由かつ民主的社会となった台湾社会の多様性と複雑性をも物語っている。そこには同時に、戦後の「中華民国」が台湾という場所に置かれる矛盾性が象徴的に現われている。

呉准教授によれば、台湾の中国人配偶者に関する法制とその心理をあらためて解明することによって、国籍と戸籍との間の交錯の下における台湾民主化以後の法的特殊性を探究することができるという。呉准教授は、台湾社会における中国人女性の現実を熱く語られた。(Y. T.)

▶ 研究員合宿 (11月22-23日)



研究員合宿 (11月22日～23日)

11月22日、同月23日、関西大学六甲山荘において、第1回研究員会議と研究推進委員会が開催された。各研究員の日程調整が困難をきわめるなか、22日には17名、23日には18名の研究員が積極的に参加し、本研究プロジェクトの趣旨と意義を確認しあった。

11月22日、センター長による開会挨拶、メンバー紹介などの後、まず、桐山孝信研究員（大阪市立大学）から「国際法学におけるマイノリティ研究の動向」と題した

研究報告がおこなわれた。この研究報告は、「国際法学におけるマイノリティ研究の第2の波」、「戦間期マイノリティ保護体制の確立と展開」、「マイノリティ保護から個人の人権保護へ」、そして「マイノリティそのものへの注目と

問題の拡散」という4つのポイントからマイノリティ研究の動向を多面的・重層的に論じたものであり、マイノリティの定義問題については、国家の判断に依拠するのではなく、客観的基準によって確認する必要がある、どのような集団に属するのかは個人の自由な選択に任せるべきだと結論づけられた。

桐山研究員の報告に対しては、「マイノリティ」の拡散状況ともいえる今日、マイノリティ論の原点ともいべき宗教的マイノリティの「創出」と保護をめぐる国際関係における「マイノリティ問題」が意味していたことの再確認、19世紀におけるナショナル・マイノリティ保護の問題、世界人権宣言における「少数者の権利」条項の削除の経緯、さらには、近年の先住民にかかわる国際的な論議の展開などについて活発な論議が交わされた。

次に、本研究プロジェクトの内容について、孝忠延夫研究センター長から、文科省に提出・採択された構想調書などにもとづいて説明がなされ、同著『『マイノリティ』とは何か——グローバルな市民のあり方と21世紀『国民国家』の可能性』（竹中千春ほか編『現代アジア研究2 市民社会』慶應義塾大学出版会、2008年）を手がかりに本研究の将来的展開、本センターが国内外の「マイノリティ」研究ネットワークの拠点となっていく方向性と課題についても論究された。



西平等准教授

▶ 研究員合宿



桐山孝信教授

孝忠研究センター長は、「マイノリティ研究」を始めるにあたり、ヤシ・ガイ (Yash Ghai) を援用しつつ、とりわけ次の4点に留意したい旨述べた。すなわち、(1) 規範的にも現実的にも国家とマイノリティとの関係を明示する単一のモデルは存在しない、(2) 国家とマイノリティとの関係を定める規範とルールは確定していない、(3) それにもかかわらず、従来、国家は法的にも事実上もマイノリティの地位と役割を決定しようという前提のもとに論議が進められてきた、しかしながら、(4) 国家とマイノリティとの関係を確定できるとする国家自身が「確定」できないのに、マイノリティとの関係をカテゴライズするのは困難であること、である。この孝忠報告に対しては、そこで述べられた「グローバルな市民のありかた」とマイノリティ問題、「グローバル市民国家」の内容などについて鋭い質問が出された。

孝忠報告の後、研究主幹および研究員の個別研究計画、抱負などの発表を受けて、論議が続けられた。

まず、「国家形成とマイノリティ」研究班の安武真隆主幹の研究構想「勢力均衡と絶対王政——『世界君主政』をめぐるユグノーのグローバルな視点」では、排除されたマイノリティの問題のみならず、国家形成に積極的に関わりあいを持つことによってその存在を維持しようとするマイノリティの問題をも視野に入れたマイノリティ研究の重要性が指摘された。また、「国際関係とマイノリティ」研究班の西平等主幹からは、



宇田川幸則准教授

研究開始にあたっての問題提起「マイノリティ問題に対する自由主義的思考と民主主義的思考」がなされた。国際問題としての「マイノリティ問題」を読み解くキーワードとして「自由主義的思考」と「民主主義的思考」の峻別の意義とそれぞれの機能が論じられた。これらの論議は、夕食後深夜まで続けられた。

23日、本研究プロジェクトの基本構想に関する論議、各研究員の個別研究課題と問題関心などについての白熱した論議が



村田尚紀教授

前日に続いておこなわれた。サイ・モハン研究員(千葉大学)の「Minorities Historical Perspective」などのペーパーも出され、「マイノリティ」にかかわる歴史的事実とその解釈をめぐる実証的な研究の意義が明らかにされた。また、長年中国における「マイノリティと法」の研究を続けてきた宇田川幸則研究員(名古屋大学)などからの問題提起もなされた。

これらの他にも多くの研究員から「マイノリティ研究」の視点と方法に関する多くの論点が出されたが、今後の研究活動では、これらを整理しつつ、中間段階および最終段階での研究発信(マイノリ



安武真隆教授

ティ研究叢書の刊行など)に向けて、実りある共同研究をおこなっていくこと確認しあった。

その後、松崎みゆき事務長輔佐から研究サポート体制と諸手続きの説明がなされ、本研究プロジェクト遂行のための研究資金の積極的かつ適正な執行について具体的な意見が出された。そして、昼食後、本研究プロジェクトの研究員会議を終了した。

なお、午後からは、「市民権とマイノリティ」研究班、「国家形成とマイノリティ」研究班がそれぞれ今後の研究計画について、引き続き六甲山荘において、打ち合わせ会を開催した。(N. K.)

○2008年12月20日(土)第2回マイノリティ・セミナー

「エストニアおよびラトヴィアのロシア関係 マイノリティ問題の変遷」

小森宏美 (京都大学地域研究統合情報センター助教)

「インドアス問題からマイノリティ問題へー近代スペイン国家形成とインディオ」

松森奈津子 (静岡県立大学国際関係学部講師)

場所 関西大学以文館4階会議室2

時間 14:00-17:30

○2009年1月10日(土)第3回マイノリティ・セミナー

「国際問題としてのマイノリティー民族自決の果てに」

吉川元 (上智大学大学院教授)

コメンテータ 山田哲也 (南山大学総合政策学部教授)

場所 関西大学児島惟謙館1階会議室

時間 15:00-17:00

○2009年1月24日(土)第4回マイノリティ・セミナー

「アイヌと北方領土問題」

ブフ・アレクサンダー (筑波大学大学院准教授)

場所 関西大学児島惟謙館1階会議室

時間 13:00-14:30

○2008年2月26日(木)

「インドネシアの多様な法制度と法文化」

Sulistiyowati Irianto (インドネシア大学法学部准教授・ジェンダー研究所長) (通訳 森正美 京都文教大学准教授)

場所 関西大学児島惟謙館1階会議室

時間 13:00-17:00



「坊さんと国会」

1950年代に建設されたカンボジア高等仏教学院は、フランスからの独立後に国民議会議事堂となった。一昨年新しい議事堂が建設されたためにこの建物は、2009年から最高裁判所となる。実は、この建物を手がけた建築家ヴァン・モリヴァンが、かつてパリ大学(ソルボンヌ)に留学した法律家であったことはあまり知られていない。

[2006年撮影：四本健二 (神戸大学大学院国際協力研究科教授)]

「マイノリティ」は、マジョリティに対応する概念であるが、その定義を正確に捉えることは困難であろう。国家または社会において「何らかの属性を持つ」、「持つとみなされる」、かつ/または「持つと主張する」グループを「マイノリティ」と呼ぶわけであるが、その概念は模糊としている。また、人の属性は一つでないため、その一つを取りあげて「マイノリティ」とすることの意味と意義が問題となろう。「マイノリティ」の概念について、さまざまな見解が存在するなか、マイノリティを広義に捉えると、それは「単に数的なものではなく、支配的グループからの支配的圧力を受け、『社会的抑圧・差別を被っている』、あるいは『社会の周縁的存在とされている』という属性を持つもの」であろう。本センターも、まさにこのような広義のマイノリティを前提に、「マイノリティ」論の包括的研究を行う。

当該社会を構成する多様な人々を「市民」として構成しうるのは、国民国家形成にあたって、「マイノリティ」を従来のように、単なる抑圧、排除(あるいは同化)の対象とのみ捉えるのではなく、国家形成・運営との積極的関与をも踏まえた考察が必要なのではないか、さらには、グローバルな社会関係のさらなる進展の中で従来の国際法における「マイノリティ」の定義は大きな見直しを迫られているのではないかと、を解明することが本センターの研究目的である。研究が進むに連れて、現段階の認識とは異なる「マイノリティ」の定義に辿り着くのであろう。

本号では、マイノリティ研究センター設立以来の2か月の活動を報告した。本センターは、2008年12月以降も引き続きシンポジウム、セミナーなどを数回開催しており、それらの研究活動およびその研究成果は、次号以降で順次紹介する。(金 玲)

Boundary

CMS Newsletter, Kansai University

[関西大学マイノリティ研究センターニュースレター]

1

2009年1月30日発行

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35

関西大学 総合研究室棟3F

TEL 06-6368-0256 FAX 06-6368-0235

E-Mail: cms@jm.kansai-u.ac.jp

URL: <http://www.kansai-u.ac.jp/minority/index.html>